

議案第 2 0 号

佐倉市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 1 9 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市防災会議条例の一部を改正する条例

佐倉市防災会議条例（昭和 37 年佐倉市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中「36 人」を「38 人」に改め、第 10 号を第 12 号とし、第 9 号を第 10 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（11）佐倉市災害対策条例（平成 14 年佐倉市条例第 23 号）第 2 条第 3 号に規定する自主防災組織を構成する者

第 3 条第 5 項中第 8 号を第 9 号とし、第 2 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）陸上自衛隊の自衛官

第 3 条第 6 項中「前項第 4 号、第 5 号及び第 10 号」を「前項第 5 号、第 6 号、第 11 号及び第 12 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 0 号

佐倉市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案に対する修正案を、佐倉市議会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成 3 0 年 3 月 1 9 日

提出者 総務常任委員長 山口 文明

佐倉市議会議長 櫻井 道明 様

議案第20号「佐倉市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案

佐倉市防災会議条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第3条第5項の改正規定を次のように改める。

第3条第5項中「36人」を「37人」に改め、第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 陸上自衛隊の自衛官

第3条第6項の改正規定中「、第11号及び第12号」を「及び第11号」に改める。